

## 日米租税条約利子条項における投資銀行に関する覚書

### 1 投資銀行に関する日米間の覚書

平成17年12月27日、国税庁は、「日米租税条約の投資銀行の受取利子に対する免稅に係る実務上の取扱いについて」という文書を公表した。これは、日米租税条約の利子条項（第11条第3項(c)(i)）に規定する投資銀行の受取利子に対する源泉地国での免稅に係る実務上の取扱いについて、日米双方の権限ある当局間で協議を行い覚書を取り交わしたことを公表したものである。この覚書の性格は、実施のためのガイドラインということである。

さらに、平成18年3月3日に国税庁はこの覚書E.2.に従い租税条約上の特典を受ける我が国の事業体及び米国から通知を受けた事業体のリストを公表している。

### 2 当該覚書の該当条項

日米租税条約第11条（利子所得）の第2項においてこの条約における利子所得の源泉地国課税の限度税率を10%と規定している。

同条第3項において、第2項の規定にもかかわらず、源泉地国において生ずる利子であって、次のいずれかの場合に該当するものについては、居住地国においてのみ租税を課すことができる、として源泉地国免税を規定している。

そして、同条第3項(c)において、当該利子の

受益者が、次のいずれかに該当する当該他方の締約国の居住者である場合として、銀行（投資銀行を含む。）という規定がある。そして、同じ項の(iii)に登録を受けた証券会社、という規定がある。

次の3で投資銀行の概要を述べるが、この日米租税条約における規定は、銀行にカッコ書で「(投資銀行を含む。)」としているが、日米租税条約改訂時からこの点に若干の違和感を感じるものであったことは事実である。

### 3 投資銀行(Investment Bank)とは何か

日本において銀行という場合、一般に預金者から資金を集めて、これを企業等に貸付を行うことを業務としていると理解されているが、米国においては、このような業務を行う銀行を商業銀行として、投資銀行とは区別されている。この商業銀行の業務の特徴は広く言えば自己名義による資金の管理ということである。要するに、商業銀行は、預金者から集めた資金及び銀行の自己資金等を銀行がどのような投資又は貸付等を行うのかを決定することになる。

これに対して、投資銀行は、名称が銀行となっていることから銀行の一形態と思われるが、日本的に理解すれば、投資銀行の主たる業務は日本における証券会社の業務と類似するものである。そして、投資銀行は、預金者から資金の

# Topics of International Taxation

調達を行わず、企業の株式発行の仲介、企業買収等に関するアドバイス等のサービスの提供、金融商品等のトレーディング等の業務を行っている。米国においては、1933年に制定された銀行法 (Glass-Steagall Act) は金融機関の業務を区分し、投資銀行は、預金及び貸付を禁止された。最近我が国において、証券会社と銀行が合併により投資銀行の役割を果たす企業を立ち上げている。

## 4 覚書の概要

この覚書は次のような項目から構成されている。項目Aは投資銀行の定義、項目Bはルックスルー・ルール、項目Cはグループ全体テスト、項目Dは市場取引要件、項目Eは特典を受ける資格の確認、である。

### (1) 適用となる投資銀行の定義

日米租税条約において利子所得の源泉地国免税が受けられる投資銀行とは、利子の支払が行われる課税年度の直前の3課税年度（直前の課税年度が3課税年度に満たない場合にはこれらの事業年度）のそれぞれの課税年度において、総所得の60%以上がこの覚書のAに定める投資銀行活動から生じている場合に、項目Aに規定した活動のいずれかの活動に定常的に従事している者が当該投資銀行ということになる。

この投資銀行活動には、①企業の株式等の発行に関する顧客のための引受、②企業買収等に関するサービスの提供、③金融商品等のトレーディング等の業務、④抵当証券を含む金融資産の買取及び保有、が規定されている。

### (2) ルックスルー・ルール

項目Aの60%要件の適用上、ある事業体（テスト対象事業体）が別の事業体の持分の50%以上を直接又は間接に支配し、かつ、このテスト対象事業体が、日米いずれかの居住者である登録証券会社と関連している場合には、テスト対象事業体は、この別の事業体と同一の活動に従事しているとして、別の事業体の活動に係る総所得のうち持株割合に応じた部分を直接得たものとして取り扱うことになる。

なお、テスト対象事業体が、登録証券会社と関連している場合とは、一方が他方の80%以上を直接間接に支配している場合、又は、双方が共通の者により80%以上を支配されている場合である。

### (3) グループ全体テスト等

項目Aの60%要件は、対象となる事業体及びその関連者を一体とみなした場合にこの要件を満たさなければならない。また、一体とみなした場合、上記(1)に掲げた投資銀行活動のうち、①、②及び④の活動からの総所得が、この事業体及び関連者（銀行を除く。）の総所得の10%以上でなければならない。その他市場取引要件、特典を受ける資格の確認等がこの覚書に規定されている。

中央大学商学部教授

矢内一好